



- (1) 支保工を支撑する面は十分耐力を有するものとします。
- (2) 図示されている部材(板・根らしき・鎖つなぎ等、組立構体時の足場・手摺等)についても法規に従って取り付け下さい。
- (3) 施工においては指定の部材を使用し、その使用方法を指導された方まで、強固に結合して下さい。
- (4) 型枠構部分についてはコンクリート打設時、鉄骨作業用のままでの、支柱の脚部の固定、滑動防止の措置をとった上で、支柱の強度(大引張りヤッキ部分)に応じても支柱の抜けを防止する措置を取って下さい。
- (5) 支柱を傾斜直角に沿って並んで設立場合は、首からみ、根からみを留意して取付けてください。
- (6) 支柱を傾斜直角に並んで設立する場合は、支柱からみを留意して取付けてください。

	图面名称
	作成日

株式会社 **KKL**